



## 拠点での資源回収

～事業所から出るものは回収できません～

### 乾電池回収ボックス

《回収品目》乾電池（アルカリ・マンガン）、リチウム一次電池（コイン型の型式番号「CR」、「BR」など）

《設置場所》区役所、区民活動センター、図書館、体育館等の区立施設等

※充電式電池、ボタン電池は、販売店等にある回収ボックスへ。



### 使用済小型家電回収ボックス

《回収品目》家庭から出る、いらなくなった小型家電（下記9品目）

- ・携帯電話（PHS、スマートフォン含む）
- ・携帯音楽プレーヤー
- ・携帯ゲーム機器
- ・デジタルカメラ
- ・ポータブルビデオカメラ
- ・ポータブルカーナビ
- ・電子辞書
- ・卓上計算機
- ・ACアダプター、コード類



※回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入らないものは回収できません。

《設置場所》

区役所、区民活動センター、中央図書館、リサイクル展示室

《注意》

- ・携帯電話等の個人情報情報は消去してください。
- ・必要な記憶媒体（SDカードなど）、電池、バッテリーは取り除いてください。（バッテリーは区では処理できません）
- ・回収ボックスに投入したものは返却できません。



### 使用済蛍光管回収ボックス

《回収品目》

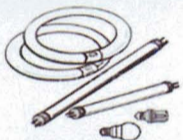
家庭から出る直管型（120cm以下）、環型、電球型の蛍光管

《設置場所》

区役所、区民活動センター、中央図書館、リサイクル展示室

《注意》

- ・破損防止のため、購入時の筒や空ケースに入れるか新聞紙などに包んで入れてください。
- ・白熱電球など蛍光管以外のものや割れた蛍光管は、「陶器・ガラス・金属ごみ」の日に出してください。
- ・LED電球は回収できません。



## 区では集めないもの

### パソコン

処分には、回収・資源化料金がかかります（「PCリサイクルマーク」付きの家庭系パソコンの販売価格は、その料金を含む）。次のいずれかで処分してください。

1. 宅配便による自宅回収（区の連携・協力事業者のリネットジャパンリサイクル株式会社）

中野区との協定により、パソコン本体を含む1箱分の回収が無料です。同社ホームページアドレス<https://www.renet.jp/>からお申し込みください。

2. メーカー等による回収（資源有効利用促進法に基づく回収・再資源化）  
各メーカーの連絡先、回収方法、料金等の詳細は、「パソコン3R推進協会 ☎ 03(5282)7685」にお問い合わせください。

### エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

処分には、リサイクル料金と収集運搬料金がかかります。回収・リサイクルは、家電リサイクル法に基づき、メーカーが行います。（外国製品、中古・通信販売で購入したものも対象）

購入した店（または買い替え店）か、不明の場合等は、「家電リサイクル受付センター ☎ 03(5296)7200」に、引き取りを依頼してください。

### 充電式電池（リチウムイオン二次電池、ニッケル水素・ニカド電池）・ボタン電池（型式番号「SR」、「LR」、「PR」）

モバイルバッテリーやボタン電池等は、販売店・電器店などの協力店にある回収ボックスへ。

※区役所等に設置している「乾電池回収ボックス」には入れないでください。

### 危険物・処理が困難なもの

引火性・有害性・危険性のあるもの、処理が困難なものは、区では収集できません。購入店やメーカー等にお問い合わせください。

《例》ガスボンベ、自動車等のバッテリー、工業薬品類、マッチ、花火、灯油、ガソリン、塗料、自動車、オートバイ、自動車タイヤ、消火器、ピアノ、耐火金庫、コンクリート製品、石や土など

### ペットボトル自動回収機

☆専用ポイント付与対象

家庭から出る無色のペットボトルを効率よく回収するため、区内のスーパーに設置しています（色付きは不可なので、びん・缶・ペットボトル集積所へ）。

圧縮で容量が減り、回収・運搬の際に排出されるCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を削減できます。利用すると「お買物券」などに交換できる専用ポイントがたまります。ご自宅でキャップとラベルを外し、中をすすいで持参し、つぶさずに入れてください。

《設置場所》2021年2月現在 ※最新情報は区ホームページで確認を。

- オーケー/鷺宮店・中杉店
- 三徳/新中野店
- ライフ/東中野店・中野駅前店・中野新井店
- ピーコック/都立家政店
- マルエツ/都立家政駅前店・中野若宮店
- キッチンコート/東中野店
- マルエツブチ/大和町店・中野中央店
- コープ/中野中央店・中野鷺宮店
- サミットストア/中野南台店・東中野店



### 古着・古布

集団回収で資源として回収しています（一部を除く）。また、「リサイクル展示室（松が丘 1-6-3）☎ 03(3387)2411」にも開館時間内にお持ち込みになれます。

《回収品目》

洋服、和服、下着、靴下、シーツ、毛布、タオル、カーテンなど

《注意》

- ・洗濯済みのものをビニール袋に入れて出してください。
- ・ファスナー・ボタンなどは外さないでください。
- ・綿の入った衣類やマスクは回収不可。「燃やすごみ」として出してください。



※濡れると資源になりません。集団回収には、晴天の日に出してください。

### 食用油

☆なかのエコポイント付与対象

《回収品目》家庭から出る食用の植物油（天ぷら油、サラダ油、オリーブ油、コーン油等）  
※複数回使用した茶褐色の油や賞味期限切れの未使用品も可。

《回収場所》区役所8階環境課、リサイクル展示室の窓口

※上記のほか、区民活動センターでは、毎月第4火曜日（当日が祝日の場合は直後の平日）の午前9時～正午に回収します。

《注意》

- ・かすをできるだけ取り除き、ペットボトルに入れ、必ずふたをしてお持ちください（未使用品は開封せずに元の容器のまま）。
- ・割れる恐れがあるので、びんでの持ち込みはご遠慮ください。



### 未利用食品は、捨てずに「フードドライブ」へ提供を

家庭で食べきれない食品を区の「フードドライブ」へお持ちいただき、子ども食堂等へ寄付しています。「賞味期限まで2か月以上」等の条件を確認の上、区役所8階環境課、リサイクル展示室（ごみゼロ推進課）窓口へ。食品ロス削減にご協力をお願いします。☆なかのエコポイント付与対象（100g以上）。提供食品の条件等についてはこちらから→



### 事業所・商店から出る資源・ごみ（有料）

事業所、商店などの事業活動から出る資源・ごみは、事業者の責任で処理しなければなりません。自己処理（廃棄物処理許可業者または資源回収業者への委託など）をお願いします。



【中野区の収集を利用する場合には】

「事業系廃棄物排出届出書」の提出を条例で義務付けています。従業員数が20人以下、または1日の平均ごみ排出量が50kg未満の事業者は、必要事項の届け出を行い、中野区**の事業系有料ごみ処理券（以下「ごみ処理券」）**を貼って、区の収集に出すことができます。ごみ処理券は、コンビニエンスストアなど「中野区有料ごみ処理券取扱所」の表示のある店や中野区清掃事務所で購入できます。

《問い合わせ先》 ◆事業系廃棄物排出届出書について：中野区ごみゼロ推進課  
◆事業系有料ごみ処理券 について：中野区清掃事務所

【中野区の収集に出すときの注意】

届け出いただいた事業者には「届出済証」を交付し、「事業者番号」をお知らせします。ごみ処理券にはその番号と「事業者名」（会社名や屋号等）を記入の上、ごみに貼ってください。適正なごみ処理券を貼っていないごみは収集できません。なお、店（事業所）とお住まいが同じ場合は、店のごみと家庭のごみを分けて、別の袋で出してください。

#### ●容器の場合

ごみ量に合ったごみ処理券を貼ります。袋を利用して容器で出す場合も、全体のごみ量に合ったごみ処理券を貼ります。

#### ●袋で出しにくいもの

- 発泡スチロール（プラスチック製容器包装へ）  
1個につき10%相当ごみ処理券1枚
- 一斗缶（陶器・ガラス・金属ごみへ）  
1個につき10%相当ごみ処理券1枚

#### ●袋の場合

袋の容量に合ったごみ処理券を、確認しやすい場所に貼ります。

#### ●びん・缶・ペットボトル

～資源はできるだけ民間の回収ルートへ～  
やむを得ず区の回収に出す場合は、それぞれの種類を表示した袋に入れ、容量に合ったごみ処理券を貼って、回収ケース脇に出します。

※事業活動から出る古紙は、地域の集団回収には出せません。資源回収業者に委託するか、古紙問屋へ持ち込む等の方法で処理をしてください。